



# 三条 法人会だより

平成30.9.10

第40号

公益社団法人  
三条法人会

三条市須頃1-20

三条商工会議所会館5F

TEL (0256) 35-6350

FAX (0256) 32-9335

URL

[http://www.](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

[sanjohojinkai.or.jp/](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

発行責任者

総務広報委員長 長岡信治

(題字 宮原松雄)

もっと、いい会社であるために。



(写真提供 見附市 建設課)

## Eボートにチャレンジ! 「大平森林公園」

大平森林公園は、4.3haの大平堤を中心に、水と緑に囲まれた公園です。

キャンプ場をはじめ、バーベキュー施設、Eボート(10人乗り手漕ぎボート)体験、全長17mのジャンボ滑り台、アスレチック遊具等の設備が充実している他、トレッキングにお勧めの中部北陸自然歩道・遊歩道等があり、四季を通じて散策をお楽しみ頂けます。また、大平堤での魚釣りを楽しみにご来園頂くお客様も多数いらっしゃいます。

「春のオープニングイベント」「夏の感謝祭」「秋の音楽祭」等、季節に応じて開催される恒例イベントも大きな魅力となっており、バルーンアートショー、巨大段ボール迷路、ミニSL乗車体験等、毎年、工夫を凝らしたアトラクションが開催されております。また、県外からも音楽フェスファンが集まる屋外ライブ&キャンプイベントの会場としても活用されております。

 三条法人会

**消費税期限内納付**

**推進運動実施中**



## ごあいさつ

公益社団法人 三条法人会  
会長 野崎 正明

会員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。常日頃は法人会活動にご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして衷心より御礼を申し上げます。

三条法人会も、公益社団に移行して7年目を迎えました。去る6月8日には第7回通常総会を開催、限られた時間でありましたが慎重審議を頂き、平成30年度の事業計画・予算の報告と、平成29年度決算について承認を賜りましたこと改めて御礼を申し上げる次第であります。

振り返りますと平成29年度は、事業活動の計画に基づき進んでまいりましたが、会員の皆様のご理解と各種事業への参加のなか、計画通りに実施することが出来ました。

一方、法人会の課題の一つであります組織基盤の強化は、厳しい経済環境のなか、会員数の減少が続いており改善することが難しい状況となっておりますが、新年度も「役員1人・1社獲得」を目標に、会員増強に努めて参りたいと思っております。

また、財政基盤は受取会費が減少したものの、全法連からの受取助成金の増加もあり、経常増減額はプラスで終わることが出来ました。しかし、今後は厳しい状況も予想されます。会員の皆様には提携保険会社3社の皆様と連携をはかりながら、引き続きご支援頂ければ幸甚であります。

さて、日本経済は全般的に緩やかな回復基調が続いていると言われております。所得環境が多少改善し、全世帯消費税も前年比で増加、消費の持ち直しが見られているようであります。昨年閣議決定された2018年度税制改正も、事業承継税制が抜本的に拡充され、将来の中小企業にも幾分明るさが見えてきたように思われます。

しかし、来年は消費税率の引き上げと軽減税率制度が実施されます。変化する税制環境を企業経営に反映していくことが必要となってまいります。改めて税務当局並びに税理士会様のより一層のご指導をお願い申し上げます。

結びにあたりまして、会員企業の益々のご発展とご健勝を祈念するとともに、法人会活動への積極的なご参加をお願い申し上げ挨拶いたします。



## ごあいさつ

三条税務署長  
宇佐田 一 雄

この度の人事異動で、関東信越国税局課税第一部統括国税実査官から三条税務署長として着任いたしました宇佐田でございます。

公益社団法人三条法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

三条法人会は「良き経営者を目指すものの団体」として、多年にわたり正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれ、申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営にとって欠くことのできない大きな役割を果たしておられます。また、税に関する各種研修会の開催や「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の皆様の積極的な自己啓発を支援し、企業経営及び社会の健全な発展に貢献しておられます。

野崎会長を始め役員の方々のご尽力、そして会員の皆様方の熱心なご活動に対しまして、深く敬意を表し、感謝申し上げます。

さて、私ども国税当局の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、経済活動の国際化や高度情報化など税務行政を取り巻く環境が大きく変化するなか、ICTの活用による申告と納付手段の利便性の向上や申告・納税に役立つ情報の提供など納税者サービスの充実に努めているところです。また、「適正・公平な課税・徴収の実現を図る」ため、調査・徴収事務の効率化・高度化を行い、国際的租税回避への対応や富裕層に対する適正課税の確保に積極的に取り組んでいるところです。

また、来年10月には消費税及び地方消費税の税率が10%へ引上げられるとともに、消費税の軽減税率制度が実施されます。国税当局としましては、軽減税率制度をはじめとする改正された消費税の仕組みを十分にご理解いただき、自ら適正な申告・納付ができるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応等に取り組んでいるところです。

皆様の理解と信頼を確保しつつ、私どもがこのような取組を進めていくためには、従前以上に法人会の皆様のお力添えが必要不可欠であります。引き続き、税務行政のよき理解者として、今後ともより一層のご理解とご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人三条法人会の益々のご発展、会員皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

# 公益社団法人 三条法人会

## 第7回 通常総会並びに記念講演会を開催

平成30年6月8日(金)午後3時から、三条市横町2〔饒心亭お乃〕において、第7回通常総会を開催した。総会では、「平成29年度決算報告承認の件」が上程され原案通り満場一致で承認された。又、理事会で議決された平成29年度事業報告、平成30年度事業計画、収支予算の報告も行われた。



決算報告においては、各種事業内容と支出経費の見直しにより、昨年度に引き続き単年度収支で13万円ほどの黒字決算となり恒常的な赤字体質の解消が図られたとの報告がなされた。

上程議案が原案通り承認された後、福利厚生制度功績者表彰が行われ、大型保障制度2名、ビッグハート紹介実績者1名にそれぞれ感謝状と記念品が贈呈された。

表彰式の後、廣瀬三条税務署長、高橋三条地域振興局県税部長、五十嵐関東信越税理士会三条支部長からそれぞれ祝辞があり総会を終了した。総会終了後に行われた記念講演会では、政治アナリストの伊藤惇夫氏より、「この国の政治・経済の行方」と題し講演を聞いた。



野崎会長



廣瀬三条税務署長



講師 伊藤惇夫氏

### ・・・平成30年度公益社団法人三条法人会功労者表彰・・・

議事終了後、表彰式が行われ福利厚生制度に特別功績があった方々に、感謝状と記念品が贈呈された。受賞された方々は次の通り。(敬称略・順不同)

#### ○福利厚生制度功績者表彰

##### 大型保障制度

- 大同生命保険(株) 三条営業所 推進社員 坂井 隆
- 大同生命保険(株) 三条営業所 推進社員 知野 早苗

##### ビッグハート紹介成約実績

- (公社) 三条法人会青年部会長 加藤 一 芳 加藤商事(株)



大型保障制度表彰



ビッグハート紹介成約実績表彰

# 平成29年度 本会収支決算報告

## ■正味財産増減計算書 平成30年6月8日の総会で承認されました。

(単位:円)

基本財産運用益	500	当期経常増減額(A-B)	129,535
特定資産運用益	0	経常外収益	0
受取会費	7,326,500	経常外費用	0
事業収益	2,169,500	税引前当期一般正味財産増減額	129,535
受取補助金	14,213,900	法人税・法人県民税・法人市民税	0
雑収益	316,065	当期一般正味財産増減額	129,535
経常収益(A)	24,026,465	一般正味財産期首残高	8,996,806
事業費	19,260,359	一般正味財産期末残高	9,126,341
管理費	4,636,571	正味財産期末残高	9,126,341
経常費用計(B)	23,896,930		

## ■貸借対照表 平成30年3月31日現在

(単位:円)

<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	23,571	未払金	0
普通預金	4,125,022	預り金	145,053
定期預金	0	流動負債合計	145,053
流動資産合計	4,148,593	2. 固定負債	
2. 固定資産		退職給与引当金	700,000
(1)基本財産		固定負債合計	700,000
定期預金	5,000,000	負債合計	845,053
(2)特定資産		正味財産	9,126,341
退職給与引当資産	700,000	負債及び正味財産合計	9,971,394
(3)その他の固定資産			
什器備品	1		
電話加入権	122,800		
固定資産合計	5,822,801		
資産合計	9,971,394		

# 平成30年度 事業計画の決定について

## 30年度主な事業計画

- 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業
  - (1)税に関する研修・セミナー
  - (2)講演会事業
  - (3)租税教育事業
  - (4)税の広報事業
  - (5)税の調査研究及び社会への提言事業
  - (6)企業の税務コンプライアンスの向上
- 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業
  - (1)講演会・セミナーの開催事業
  - (2)地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業
- 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業
  - (1)組織の強化・充実
  - (2)広報活動の充実
  - (3)青年・女性部会の充実
  - (4)法人会会員の福利厚生の上に資することを目的とする事業
- 本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との強化を図る事業
- 本会の活動に関係する諸官庁との連携を図る事業
- その他本会の目的達成のために必要な事業

## 30年度予算

(単位:円)

基本財産運用益	500
特定資産運用益	0
受取会費	7,243,000
事業収益	2,120,000
受取補助金	13,745,500
雑収益	300,100
経常収益(A)	23,409,100
事業費	18,805,850
管理費	4,497,850
経常費用計(B)	23,303,700
当期経常増減額(A-B)	105,400
経常外収益	0
経常外費用	0
税引前当期一般正味財産増減額	105,400
法人税・法人県民税・法人市民税	0
当期一般正味財産増減額	105,400
一般正味財産期首残高	9,126,341
一般正味財産期末残高	9,231,741
正味財産期末残高	9,231,741

# 三条税務署人事異動発令される

関東信越国税局では、7月10日付で人事異動が発令されました。  
発令内容は、次のとおりです。

## ●転出

新所属・職名	氏名	旧所属・職名
関東信越国税局 総務部 税務相談室 副室長	廣瀬 隆	三条税務署長
関東信越国税不服審判所 新潟支所 副審判官	宇鉄 広一	総務課長
熊谷税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官	川崎 智久	法人課税第一部門 統括国税調査官

## ●転入

新所属・職名	氏名	旧所属・職名
三条税務署長	宇佐田一雄	関東信越国税局 課税第一部 統括国税実査官(国際・電子商取引担当)
総務課長	金子 賢司	佐渡税務署 総務課長
法人課税第一部門 統括国税調査官	永吉 義幸	関東信越国税局 調査査察部 査察第四部門 統括主査

## 法人会福利厚生制度（ビジネスガード）取扱代理店の追加のご案内

福利厚生制度でありますAIG損害保険の「ビジネスガード ハイパー任意労災」の取扱代理店として、新たに三条信用金庫が追加されました。従業員の過労やうつ病などの病気や労災認定による高額な訴訟事案など、企業にとって労働災害の問題は深刻です。「ハイパー任意労災」は万一の労災事故や病気による労災認定発生時に、従業員への見舞金として、入院補償・死亡補償などをご提供し、事業者の訴訟対策として、弁護士費用や損害賠償金を補償する制度です。また各種見舞金をはじめ、充実の付帯サービスもご提供することにより企業防衛にお役立てできる内容となっております。ぜひこの機会に「ビジネスガード ハイパー任意労災」のご導入をご検討いただければ幸いです。



**AIG 損保**

法人会のビジネスガード *Series*  
**Business Guard**

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

**法人会のハイパーメディカル**  
会社で入る医療補償



業務災害総合保険  
疾病入院医療費用保険金・  
疾病入院医療保険金 等セット

**法人会のハイパー任意労災**  
政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険  
地震・噴火・津波危険補償特約  
等セット

**充実の福利厚生サービス**※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

**AIG損害保険株式会社**  
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ先  
**新潟支店**

〒951-8068  
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1214-2 大同生命ビル6階  
TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256  
(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。 (B-152291 2020-01)

## 青年部会の活動

### 定時総会の開催



加藤一芳部会長

5月18日(金)「三条ロイヤルホテル」において、定時総会を開催し、以下の基本方針を採択した。

(基本方針)

公益社団法人三条法人会青年部会は次代を担う青年経営者として、税務知識の向上と企業経営の健全なる発展、加えて部会員の自由な発想をもとに地域社会の貢献を目指した事業活動を柱に会員相互のつながりを深める団体として活動します。

また、公益法人としての使命を達成するため、「税の啓発」をはじめとする税務知識の普及及び向上に取り組みます。とくに、青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「会員増強運動」について目標値を定め積極的な展開を図ります。

さらに、平成29年度事業報告・収支決算報告・平成30年度事業計画(案)・収支予算(案)を満場一致で承認した。

加藤部会長からは、平成30年度の租税教室については女性部会が進める税の絵ハガキコンクールと協調を図りながら開催実施校を増やしていくことと、会員増強を進めていく旨の方針が示された。

総会に先立つ記念講演会では、ひめさゆり法律事務所の、石川佳代、滝沢亮弁護士から、「民法改正について」と題して講演をいただいた。



講師 石川佳代・滝沢亮弁護士

## 女性部会の活動



田中由起子部会長

本年度の定時総会は、5月22日(火)見附市の新潟県中部産業団地内の新潟郵便局の施設見学を行った。昨年5月より業務を開始した施設で、信越管内初の大型郵便物区分機や小包区分機、次世代書状区分機等の高性能の機器を配備した新潟県内における郵便・物流の拠点となっている郵便局を見学した。県内郵便番号上2ケタ94地域・95地域の地域区分事務を取り扱う施設で県内のほぼ全域をカバーしている。当日は、増田局長より区分け業務の詳細な説明を受けた後、高速区分機等の区分け作業の見学を行った。

施設見学の後、見附市「割烹柳屋」で廣瀬隆三条税務署長、五十嵐義則税理士会三条支部長、野崎正明三条法人会会長を始め多数の来賓をお迎えし開催した。

議案審議では、平成29年度事業報告並びに収支決算を原案どおり承認するとともに、平成30年度事業計画においては、絵はがきコンクールの実施、地域貢献事業のタオルの寄贈等の事業を例年通り進めていくことと、予算についても原案通り承認した。



# 第18回 法人会親善ゴルフ大会 131名が参加

毎年恒例となっている、会員交流事業の第18回法人会ゴルフ大会を、大新潟カントリークラブ三条コースで開催した。昨年を上回る131名の皆さんが好スコアでラウンド、会員の活発な交流と親睦が深まった一日となった。131名全員が棄権もなくホールアウト、ラウンド終了後、ジオ・ワールドビップにおいて、表彰式、懇親会を行った。

■成績は、次のとおりです。(敬称略)

・個人戦

	GROSS	HDCP	NET
優勝 松岡 博一	( 91	20.8	70.2)
準優勝 関崎 光明	( 96	25.6	70.4)
三位 泉田 裕子	( 89	17.6	71.4)
四位 小浦方文之	( 78	6.4	71.6)
五位 柳原 近雄	( 76	3.2	72.8)
六位 弦巻 利男	( 86	12.8	73.2)
七位 高橋 宏明	( 102	28.8	73.2)
八位 川上 仁	( 91	17.6	73.4)
九位 荒澤 修	( 96	22.4	73.6)
十位 田辺 健一	( 88	14.4	73.6)



野崎大会会長

五十嵐宣夫大会実行委員長



	OUT	IN	GROSS
ベストグロス賞 野崎 勝康	( 39	36	75)
セカンドグロス賞 柳原 近雄	( 37	39	76)

・シニアの部

	GROSS	HDCP	NET
優勝 柳原 近雄	( 76	3.2	72.8)

・レディースの部

	GROSS	HDCP	NET
優勝 泉田 裕子	( 89	17.6	71.4)



優勝 松岡 博一

## ・・・法人会自主点検チェックシートを活用していますか?・・・

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に(法人会自主点検チェックシート)と記入することができます。

また、法人会の会員であること及び法人会の役職名を記入することができます。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック(国税庁後援)」を作成しました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のため、ぜひご活用ください。

自主点検チェックシート・ガイドブックは三条法人会ホームページ自主点検チェックシートのバナーよりダウンロードできます。また、使い方などわかりやすく解説した「法人会自主点検チェックシートのおすすめ」を配信していますので是非ご活用ください。

## 企業訪問

### 株式会社いすゞ製作所



#### 【会社の概要】

- 代表者 代表取締役社長 関川 博
- 住所 〒955-0151 新潟県三条市荻堀字藤平 1397-42  
TEL 0256-46-2200 FAX 0256-46-2601
- 資本金 5500 万円
- 従業員数 43 名
- 事業内容 環境試験機製造販売
- U R L <http://www.isuzuseisakusho.co.jp>
- e-mail [info@isuzuseisakusho.co.jp](mailto:info@isuzuseisakusho.co.jp)

地球上に「温度・湿度」が存在している限り、工業製品・薬品・食品等あらゆる「もの」は影響を受け、やがて劣化します。また、急激な温度変化などに追従できず故障や破損することもあります。私たちは、あらゆる「もの」の開発・製造・品質検査で「温度・湿度」についての試験機を企画し、開発・製造を行い、お客様の製品・商品が市場にリリースされる前に、絶対の安心をデータ化するお手伝いを行います。自動車、電化製品、半導体、化学製品、航空機、宇宙産業、薬学、医学、化粧品、etc…温度・湿度に関する試験および加熱処理などは多岐に及びます。あらゆる産業に対応する膨大な「ノウハウ」が当社の財産です。そして、「お客様仕様に徹する」大量生産から多品種小ロットを経て、これからは、お客様が要求する仕様「世界で一台という標準品」を目指しております。

それは、「ここにしかないもの」そして「ここでしかできないこと」があって実現しています。

今後も3つの考え方を大切に、お客様・仕入先様・地域・社員と共に進んで行きたいと思っております。



#### 「筐体=永年保証」という考え方

製品保証期間1年と言う区切りは業界を問わず一般的です。私たちは、建前と現実をしっかりと、お客様と向き合い丁寧に対応してまいりました。特に、自社工場設計製造する筐体は過去もこれからも「永年保証」が常識です。筐体が歪んだ、扉が落ちたなど万が一筐体に不具合があった場合は筐体を交換させていただきます。当地三条市は、江戸時代の和釘の製造にはじまり、400年に渡り「金物の町」として栄えてきました。当社でも三条鍛冶の伝統を受け継ぐ板金職人たちにより一点一点手作りで筐体が作られており、自信を持って提供させていただいております。

#### 「特型=標準品」という考え方

ここ数年で新規開発の信頼性試験に対する要求事項の複雑化による、特殊な形や仕様での装置の需要が高まっています。当社では創業以来、温度湿度一筋に様々なノウハウを蓄積してまいりました。そのノウハウをもとに「お客様の困った!」をカタチにするお手伝いをさせていただいております。販売の大半が「特型(カスタマイズ品)」となった今、「特型=標準品」という考え方が自然です。当社では、設計から検査まですべてを社内で一貫製造しており、低価格かつ迅速なご提案や製作を実現。この一貫製造が「特型=標準品」を可能にしています。

#### 「試験槽=校正対象」という考え方

ご存知でしたか?まもなく試験槽の校正が始まります。環境試験機は試験槽であり測定器ではありません。そのため搭載されている計装の校正は可能でしたが、試験槽自体の校正は賛否両論でした。しかし「この温度は本当に正しいの?」という温湿度試験結果の妥当性の証明が求められるようになりました。時代の流れを受け、計量法に試験槽も校正対象のものとして追加される運びとなりました。同時に当社が加盟する日本試験機工業会は、JTMK12「温度試験槽及び温湿度試験槽の特性評価と校正に関するガイドライン」を制定しました。これにより今後、環境試験機も校正の対象となります。当社では「性能保証」及び「再現性保証」をより向上させた製品をそろえ、試験槽校正のご要求にお応えいたします。

## 三条法人会実務講座の開催

### 平成30年度税制改正のポイント並びに

### 軽減税率導入に向けた事前準備と実務対策講座開催

(公社)三条法人会では、去る8月9日(水)午後1時30分から、本年度第1回目の実務講座を開催した。

第1講は、(有)ビジネスサービスの落合孝夫税理士を講師に、平成30年度の主な改正内容の、特例事業承継税制の創設、所得拡大税制の改正、先端設備導入計画認定に係る固定資産税の特例、中小法人の交際費課税の特例延長等の詳細説明を聞いた。この中で、償却資産に係る固定資産税の特例は平成31年3月末で廃止される特例措置との選択



野崎正明法人会会長挨拶

制となっているが、三条市の場合は「先端設備導入計画」に認定されることで最長3年間固定資産税が、零になる支援メニューが用意されている内容について説明を聞いた。申請は各市町により異なるので詳細は各市町のホームページ等で確認してほしいと説明。



落合孝夫税理士

第2講では、河合中小企業診断士・社会保険労務士事務所代表の河合正尚氏を講師に、平成31年10月の軽減税率の導入による事前準備と実務処理について実務面での対応について講演を聞いた。この中で、対象品目の定義、経過措置、税額計算の方法及び特例の施行スケジュール、売上仕入税額の計算の特例、平成31年10月～平成35年9月ま

での経理方式、平成35年10月からの経理方式「適格請求書(インボイス)保存方式の導入」等の詳細対応に加え、レジシステムの新規導入と国の支援策について関係資料に基づき詳細説明を聞いた。



河合正尚中小企業診断士

### ダイレクト納付の方法 (源泉所得税)



◎納付は事前に届出書に記載した預貯金口座から振り替えられます。

- ① e-Taxホームページの「e-Taxソフト(WEB版)」にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。(納付税額0円の徴収高計算書データも送信することができます。)
- ② データ送信後表示される「受信通知」又は「メッセージボックス一覧」から「納付区分番号通知」を表示し、ダイレクト納付を選択します。

【今すぐに納付される方】→ 画面の「はい」をクリックすると即時に納付が完了。

【納付日を指定される方】→ 納付日を指定して画面の「はい」をクリックすると指定日に納付となります。(納付日は原則として納期限までしか指定できません。)

※三条税務署管内の全ての銀行・信金、協栄信組・新潟縣信組及び新潟県労金で利用できます。

# 生きる ～ 健康法・趣味～



## 『30年ぶりのレコードプレーヤー』

有限会社 熊倉製作所  
代表取締役 熊倉 勝昌 様

20年間くらい休むような風邪をひいたり、病気になっていない。確か

入社から10年以上病気などで休んでいない社員がふたりいます。休む休まないは何の違いなのだろうか、話を聞くと共通することがあるような気がします。親の姿を見ていることが大きいように思う。親の休む姿を見ていない、丈夫で休まないのが当たり前と、自然に埋め込まれているのではないか、さて我が子三人はいかに。

それでは長生きできるかはどうか運、遺伝も大きいですが、これだけ平均寿命が伸びてくると影響は低いように感じます。医療の進歩も大きいですが、生活習慣が相当程度影響しているように思う。わかっているけど改善できなくて、健康寿命を短くしているのではないか。これも自分の親を振り返って思い出すと、わかるような気がします。

あとはストレスの解消方法。これは趣味を持つことである程度解消出来るのではとと思っている。好きなことをしているとあっという間に時間も経つし気分転換にもなる。健康に役立つものもある。

最近、引退したら何をしていたらいいんだろうかという人と、趣味は三つくらいあった方がいいという人と話す機会がありました。

自分の趣味はというと読書、音楽を聴く、写真を撮る、旅行、魚釣り、山登りなどと広く浅くという感じになります。

2年間くらい前に復活したものがステレオで音楽を聴くこと、30年ぶりくらいに専門店からオーディオセットを

購入して、保管してあったレコードを聴き始めました。ちょうど今、音質がいいとレコードが見直され復活しているようです。カセットテープは200本くらいを取ってあったが思い切って捨てました。これは宅配レンタルで、CDを借りネットワークに保存して、いつでも聴けるようになり、音質の悪いカセットテープを聴く必要がなくなったからです。保存曲数は2年間で4000曲を超えた。今はネットで音質の良い音源を、ダウンロードして聴ける時代にもなっている。オーディオは奥が深い。切りがない。お金もかかる。

写真はデジタル一眼歴14年くらいになる。7年ぶりくらいに今年、趣味の会に再入会して、展覧会に入賞常連の、人生の先輩達から初めての展覧会入賞を目標に指導を受けています。まずは加茂市展から。読書は月に4冊くらい小説、ビジネス書を主体に同時進行で2冊を読むパターンが多い。

旅行はバス旅、電車旅をここ数年、年3回くらい楽しんでいます。山登りは年に1、2回近隣の低山を登る程度。難儀なんだけど、また登りたくなるから不思議です。

こんな感じで今後も趣味を楽しみながら、寝込むような風邪もひかず病気もせず、過ごして行ければ最高なのですが。

当社の業務内容はというと、金属の切削加工を専門にしている会社です。興味のある方は当社の、優秀な営業マン役のホームページをご覧ください。

<http://www.kumakura-s.co.jp/>

製品写真は全て自分で撮っています。写真中心のブログは気まぐれ更新ですが、結構お客様を増やしてくれています。

## 編集後記

猛暑もようやく和らぎましたが、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。今年の7月ですが、西日本の豪雨災害が日本に大きな爪痕を残していきました。平成16年の7.13水害を思い出す方も多くいらっしゃると思います。他人ごとではなく何時何処でどんな災害に見舞われるか分かりません。皆様方も防災意識を強く持ち、万が一災害が来ても減災できるよう心掛けましょう。西日本の集中豪雨で亡くなられた方々には謹んでご冥福をお祈りします。

さて私も総務広報委員長として2年目に突入しましたが、会報の内容はいかがですか？読み易いでしょうか？なるべく会員の皆様方の意見を取り入れ、内容の濃い会報がつけられるよう心掛けて参りますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

(総務広報委員長 長岡信治)



# 軽減税率制度への対応には準備が必要です!

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

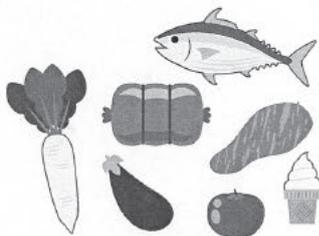
## 軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT



飲食料品の取扱い(販売)がある



飲食料品の取扱い(販売)がない

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

### ● 小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- ・システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

### ● 卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の①②③を全てご確認ください。

仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の②③をご確認ください。

1

レジの入替えやシステムの改修について  
⇒ 2ページの①へ

2

請求書等の記載事項について  
⇒ 2ページの②へ

3

帳簿の区分経理・記載事項について  
⇒ 3ページの③へ

3ページの④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

### ① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



#### 軽減税率対策補助金の 2 つの申請類型

**A 型** 複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

**B 型** 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。  
【専用ダイヤル】 0570-081-222      【URL】 <http://kzt-hojo.jp>  
【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く）

### ② 請求書等の記載事項について

平成 31 年（2019 年）10 月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

#### 軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書  
株式会社〇〇御中      XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
：	：	：
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※軽減税率対象 A      △△商事様

請求書  
株式会社〇〇御中      XX年11月30日

日付	品名	金額
軽減税率対象 A		
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
：	：	：
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
：	：	：
10%対象 B		88,000円
合計		131,200円

△△商事様

請求書  
株式会社〇〇御中      XX年11月30日

日付	品名	金額
軽減税率対象 A		
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
：	：	：
合計 B		43,200円

△△商事様

請求書  
株式会社〇〇御中      XX年11月30日

日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
：	：	：
合計 B		88,000円

△△商事様

- A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。 ⇒ 現行の請求書と変わりありません。



### ③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月~)
帳簿の 記載事項	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額(税込み)	左記①~④の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

#### 【記載に関する留意点】

- ① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものである必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

#### 記載例



XX年		摘要		借方(単位:円)
月	日			
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分)	A 43,200
⋮	⋮	⋮		⋮ B

(※:軽減税率対象品目)

A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

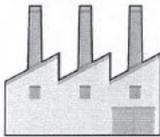
B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

### ④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント!



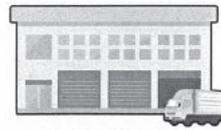
軽減税率かどうかの判定はいつ?

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「飲食品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「飲食品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

#### 業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

- 食品製造業**
  - ・飲食品を製造するための外注加工費は、標準税率が適用されます。
  - ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。
- 食品卸売業**
  - ・通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に軽減税率が適用されます。
- 小売業**
  - ・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は軽減税率、店内飲食であれば、標準税率が適用されます。
- 飲食業**
  - ・飲食店での食事の提供やケータリング等は、標準税率が適用され、持ち帰り販売、出前等は軽減税率が適用されます。



# 軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、  
次の項目を参考に yourself でご確認ください。



## ステップ 1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務(税額の計算)
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

## ステップ 2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

## ステップ 3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

## ステップ 4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

## ステップ 5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。  
【専用ダイヤル】 0570-030-456   【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、  
こちらのQRコードからアクセスすることができます。



サービス  
開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Affac

本サービスは、アフラクの提携先  
(株式会社メディカルノート)が提供します。

# ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの  
役員・従業員であれば、  
おひとり様月1件のご相談まで  
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら



法人会のビジネスガード  
**Business Guard**

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の  
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険  
疾病入院医療費用保険金・  
疾病入院医療保険金 等セット



地震災害の  
リスクをガード

法人会の  
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険  
地震・噴火・津波危険補償特約  
等セット



充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

新潟支店

〒951-8068  
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2 大同生命ビル 6 階  
TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256  
(受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、  
万一の場合はもちろん、  
働けなくなった場合のリスクに備えるための  
各種制度商品をご用意しています。



## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型V Rタイプ:** 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と  
AIG損保のベーシック傷害保険、

**総合型V Tタイプ:** 大同生命の無配当就業障がい保障保険  
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)  
もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)と  
AIG損保のベーシック傷害保険、

**Jタイプ:** 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

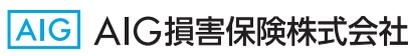
**Mタイプ:** 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。  
◎記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社



新潟支社 三条営業所/新潟県三条市林町2-1-24  
TEL 0256-33-3045



新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2  
(大同生命新潟ビル6F) TEL 025-223-6231

F-29-1003(平成29年11月7日)  
B-152257 2017-11